

回答

各課 共通

一、自治會役員支費加入自由保証の件

吾等は本年三月組合創立當初に於て社代表者と會見の結果従業員の組合加入に就き何等壓迫を加へざることを協約したのである。然るに月を重ねるに従つてその紳士協約は破壊されつゝあるのみならず今日に至つては加入者と未加入者との間に意識的なるか將無意識的なるかは知らざれども差別的待遇をへ生ずるに至つたのである吾等は果して會社の真意那邊に存るやを疑はざるを得ないのであるよろしく姑息なる手段を排して従業員の自由を紳士的態度を持して束縛せざるやう留意せられたし。

回答 従業員に對しては何等從來と異つたる態度を取りたる事なく從て差別的待遇をなしたる事なし。

二、除隊者復職に關する件

未成年従業員にして丁年に達し國家の爲めに入營して除隊後直に失業の浮目に遭ひ飢餓の巷に彷徨ふもの多數あり是れは國家社會の立場からも頗る重大なる問題である。労働者は入營を自ら自體既に大きい脅威である。尙除隊後失業するに至つては言語に絶する悲惨事と言はねばならぬ。遂には國家兵制を否定するに至るなきを保し難し、何卒除隊者復職の制度を設けられたし。

回答 除隊後一ヶ月以内の申込者には優先採用する趣旨を以て既に實行し居れり。

三、健康保險組合設置に關する件

來春一月日より實施さる、社會保險の一部たる健康保險組合法は資本家の惡用に依つて歳末迫りたる昨今到る處に紛争を惹起しつゝあるは我等の遺憾とするところである。我が京濱電鐵會社の如きは此の類々たる争に驚いたる爲めか折角の我國最初の同法をして危険物の如く忌避せるの觀あるを免れないのである。かゝる態度は没落行程を辿りつゝある産業を標準として定められたる労働者百分の二負擔を以て遂に一部車庫従業員をして保險署直轄に委ねるに至つたのである。かくの如き消極的態度は明かに法文を盾に同法を惡用せるものと云つても敢て過言ではあるまい故に吾等は健康保險組合設立の第一階段として勞資同数の委員に依る促進研究會を即時設立し合法的手段に依て組合設立を一日も早からしめんことに努力せられんことを望むものである。

回答 組合設置に關しては考慮中なり。希望の如き研究會設置の必要あり。

四、住宅料支給の件

會社は夙に従業員の家庭生活に留意せられ蒲田、川崎兩地に住宅を建設せられ以て従業員の苦しみ生活を幾分なりとも緩和せられつゝあるは吾等の衷心より感謝の意を表するものである。然れどもその數僅少のため折角のこの美事も一般従業員に均霑せざるは吾等の非常に遺憾とするものである。願くばこの恩典に浴せざる従業員に對して相當住宅料を支給せられたし。

回答 鐵道事業に於て一般従業員に對し住宅料の支給あるを聞かず本會社に於ても近き將來に支給するの意思なし。

五、時間外勤務手当改正の件

何れの産業に於ても時間外勤務手当は日給の何割かを増額して支給され居るを常とする。時間外勤務そのものの性質より見るも、この制度は當然の制度である。然るに會社の乗務員の時間外勤務手当は從來金拾七錢均一を以て支給され居るのである。吾等はそれが如何なる計算に依つて支給され居るか了解に苦しむものである一圓三十五錢の初任給を以てして八圓の月賞與の日額を加算し八時間を以て除すときは金二十錢餘に上るのである。乗務員の平均日給とも見るべき一圓五十錢を以て如上の計算に依り算出するときは金二十二錢に上るのである。これに最初に述べたる理由に依る割増を加算すると實に金三十錢に垂んとするのである。吾等は以上の理由に基き金二十二錢に即時改正せられんことを望むものである。

回答 相當改正すべき意思あるも即時實行は困難なり。

六、處罰委員會設置の件

從來會社には處罰委員會の設置なきため常に處罰の不十分である。最近その聲の益々高きを聞く。斯の如きに制度の不備に起因するは勿論従業員側の實情を悉知ししめその決裁上に無理を來すからである。宜敷く勞資同數に依る完全なる處罰委員會を設置し慎重協議せしめ以て處罰期せられたし。

回答 省令に基き制定したる懲戒規定あり重責輕罰の趣旨甚の注意を拂ひ居るを以て委員會設置の必要を認めず即時改定の要なし。

四、常時非常勤者月賞與支給制度改正の件

從來乘務員にして一ヶ月を通じて驛員又は信託人として者に對しては月賞與金一圓を減額され居るのである。月功加俸、時間外勤務等に依り辛くも僅少なる固定給を補ふ乗務員にとつてそれは明かに制度の矛盾である。直に一圓合理なる制度を撤廢せられたし。

回答 改正實行す。

五、障礙に依る規定休憩時間削減手当支給の件

從來乘務中障礙のため規定時間に交代場所に着し得ずその遅れたる時間を休憩時間より削減されるを常としてあるかゝる場合は何等かの方法に依つて規定休憩時間を支給せられれば相當手当を支給すべきが當然である。依つて吾等如き手当を支給せんことを望むものである。削減時間通算し時間外勤務時間として換算せられたし。

回答 現在に於ても「上り」乗務の場合事故其の他の事由拾分以上の遅延に對しては之を勤務時間二算入し居る應し難し。

六、處罰委員會設置の件

從來會社には處罰委員會の設置なきため常に處罰の不十分である。最近その聲の益々高きを聞く。斯の如きに制度の不備に起因するは勿論従業員側の實情を悉知ししめその決裁上に無理を來すからである。宜敷く勞資同數に依る完全なる處罰委員會を設置し慎重協議せしめ以て處罰期せられたし。

回答 省令に基き制定したる懲戒規定あり重責輕罰の趣旨甚の注意を拂ひ居るを以て委員會設置の必要を認めず即時改定の要なし。

運 輸 課 (驛員)

一、隔日勤務制度即時實施の件

右は本年八月頃願ひ以來數度の交渉の結果會社に於ては惡は認めるが經濟上即時實施は困難であるが漸時は改正の回答を與へられたのである。第二期建設、既に終了し本年下半期の如き沿線の必然的發展と従業員の悲憤なる必要とに依つて四萬圓に近き増収を見るに至つたのである。

回答 驛員の勤務制度は運輸、運轉の現況並に一般同業者のを參照し制定したるものにして劣惡の勤務状態とはせず即時改定の要なし。

二、宿直手当改正の件

從來支給せられつゝある驛員宿直手当はその金額僅かに金錢である。過酷なる宿直に與へるに余りに僅少である即時に改正せられたし。

回答 現在の額を以て妥當と認め。

三、時間外勤務手当改正の件

從來驛員の時間外勤務手当は男子金十二錢女子金十錢の額である。この制度と雖も數ヶ月前従業員に何等の相續も然る會社に於て制定せるものであつて男子と女子と區別するがに不合理なる制度である即時金十五錢均一に改正せられたし。

回答 現在の額を以て妥當と認め。

四、年功加俸支給制度改正の件

從來驛員の昇給規定の在職年數の増加に従ひ逐次昇給率の來し居るのである。就中年功加俸の如きは五年(金三圓)を度とされて居るのである。是れは一般従業員の在職年數に生活程度の向上又は範圍に左表の如く延長せられたし。

Table with 2 columns: 在職年數, 年功加俸月額. Rows for 6, 7, 8, 9, 10 years.

回答 乘務員に對する理由と同一に付省略す。

五、乘務員採用規定制定の件

從來會社には驛員より乘務員採用の場合は六ヶ月以上の勤り志願者を募集し相當採用試験の後採用しつゝあつたのである。然るに新任運輸課長就任以來この制度は根柢より破壊され採るに至つては勿論驛員の意志を問はず獨斷にて採用しつゝある。吾等よ可成こころ下りしと文てす。